

一般社団法人日本家政学会被服衛生学部会規約

第1条（名称）

本会は、一般社団法人日本家政学会被服衛生学部会と称する。

第2条（目的）

本会は、一般社団法人日本家政学会の部会として、被服衛生学領域の研究・教育を推進し、併せて家政学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。なお、その事業計画と事業報告を理事会に報告するものとする。

- (1) 本会総会の開催
- (2) 本会セミナーの開催
- (3) 部会誌の発行
- (4) その他、本会の目的達成上の必要な事業

第4条（構成員）

本会は、次の構成員で組織する。

- (1) 正会員 原則として日本家政学会員で、被服衛生学領域に関連する研究・教育者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体
- (3) 学生会員 被服衛生学領域に関心をもつ学生
- (4) 名誉会員 本会の発展に特に貢献した70才以上の会員で、役員会が推挙し、総会で承認された者

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

部会長	1名
副部会長	1名
幹事	25名以内
監事	2名
顧問	若干名

第6条（部会長の選任・解任）

部会長（日本家政学会会員に限る）の選任および解任は総会にて行い、理事会の承認を受ける。なお、その詳細は別に定める。

第7条（部会長以外の役員を選任・解任）

副部会長、幹事及び監事の選任は本会会員の互選とし、総会の承認を受ける。また、解任は総会にて行う。

顧問は役員会において推挙し、総会の承認を受ける。また、解任は総会にて行う。

第8条（役員任期）

役員任期は1期2年とし、連続2期を上限とする。

ただし、総会において本会運営上必要と認められた場合はこの限りでない。なお、役員交代時期における引継ぎに係る詳細は別に定める。

第9条（役員職務）

役員職務は次の通りとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し会務を統括する。

- (2) 副部長は、部長を補佐し、必要により部長の職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の業務を遂行し、必要に応じて業務を分担する。
- (4) 監事は、本会会計と業務執行を監査する。
- (5) 顧問は、必要な助言を行う。

第10条（総会）

総会は、原則として日本家政学会の年次大会時に開催する。また、適宜臨時総会を開催することができる。

第11条（会費）

- (1) 会費を徴収するにあたっては、用途を記載した事業計画・予算を理事会に報告するものとする。
- (2) 会費は年額、(ア) 正会員 2500 円、(イ) 賛助会員 1 口以上（1 口 20000 円）、(ウ) 学生会員 1000 円とする。なお、学生会員は年度始めに指導教員を通じて申請する。(エ) 名誉会員は会費を徴収しない。

第12条（寄付金）

本会は事業を推進するにあたり寄付金を収受できる。ただしこの場合、理事会に報告するものとする。

第13条（補助金）

本会は事業を推進するための資金として、補助金の交付を理事会に申請することができる。

第14条（会計）

- (1) 本会の運営経費は、会費、寄付金および補助金による。
- (2) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- (3) 本会の予算・決算は、理事会に報告するものとする。

第15条（個人情報保護）

本会は個人情報の安全管理のため以下を定める。

- (1) 本会会員は、個人情報保護の義務を負う。
- (2) 個人情報の管理は、庶務が担当する。
- (3) 個人情報は、名簿管理、諸経費徴収、資料等送付、広報、役員選出、各賞推薦のため、および役員会が特に必要と認めた場合に利用できる。
- (4) 各役員が個人情報を必要とする場合、目的を添えて庶務に請求する。庶務は部長の承認を経て、必要箇所のみを提示する。各役員は、業務遂行後、速やかに得た個人情報を廃棄する。
- (5) 本会会員が本人の個人情報を要求するとき、庶務はこれに応じることができる。

第16条（事務局）

本会の事務局を庶務責任者および会計責任者の所属する機関内におく。各々を事務局（庶務）、事務局（会計）と表記する。なお、その詳細は別に定める。

第17条（入退会）

本会への入会および退会は、事務局（庶務）に申し出る。2年間会費を滞納したものは退会とみなす。

第18条（廃止）

本会の廃止は総会にて議決し、理事会の承認を受けるものとする。

第19条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において承認を受け、一般社団法人日本家政学会理事会に報告する。

第20条（その他）

本会の運営に必要な事項は、役員会で検討し、総会の承認を受けるものとする。

【附則】

1. この規約は、平成22年5月29日より施行し、同年4月1日に遡及して適用する。
2. この規約は、平成24年5月12日から施行する。
3. 本部会の設立日は、昭和51年10月9日であることを平成28年12月31日に追記する。